

保健福祉委員会

令和8年3月27日

【議案】

- (1) 議案第33号 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（国保年金課長）

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

国保年金課

1 改正理由

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるため。

2 改正内容

- (1) 保険料率等の改定（第 15 条の 4、第 15 条の 8、第 15 条の 12、第 16 条の 4 及び第 16 条の 6 から第 16 条の 10 まで）

所得割率、均等割額、賦課割合及び賦課限度額を改める。

ア 基礎分（医療分） : 改正予定部分)

	令和 8 年度	令和 7 年度
所得割率	旧ただし書き所得の 7.51%	旧ただし書き所得の 7.71%
均等割額	47,600 円	47,300 円
賦課割合	所得割 52 : 均等割 48	所得割 52 : 均等割 48
賦課限度額	67 万円	66 万円

イ 後期高齢者支援金分 : 改正予定部分)

	令和 8 年度	令和 7 年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.80%	旧ただし書き所得の 2.69%
均等割額	17,600 円	16,800 円
賦課割合	所得割 52 : 均等割 48	所得割 52 : 均等割 48
賦課限度額	26 万円	26 万円

ウ 介護納付金分

(: 改正予定部分)

	令和8年度	令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.43%	旧ただし書き所得の 2.25%
均等割額	17,800円	16,600円
賦課割合	所得割 53 : 均等割 47	所得割 53 : 均等割 47
賦課限度額	17万円	17万円

エ 子ども・子育て支援金分

(: 改正予定部分)

	令和8年度	令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 0.27%	—
均等割額	1,873円※	—
賦課割合	所得割 53 : 均等割 47	—
賦課限度額	3万円	—

※18歳以上被保険者均等割：73円含む

(2) 低所得者の保険料の軽減判定基準の改定（第19条の2）

保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の判定基準を改める。

(: 改正予定部分)

令和8年度		令和7年度	
軽減割合	総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減割合	総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯
7割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下	7割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 以下
5割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (31万円 × 被保険者数) 以下	5割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (30万5千円 × 被保険者数) 以下
2割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (57万円 × 被保険者数) 以下	2割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + (56万円 × 被保険者数) 以下

(3) 低所得者の保険料の減額の改定（第19条の2）

均等割額の改定に伴い、減額（7割・5割・2割）する額を改める。

ア 基礎分（医療分） (: 改正予定部分)

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		47,600円	47,300円
7割減額	減額する額	33,320円	33,110円
	減額後の均等割額	14,280円	14,190円
5割減額	減額する額	23,800円	23,650円
	減額後の均等割額	23,800円	23,650円
2割減額	減額する額	9,520円	9,460円
	減額後の均等割額	38,080円	37,840円

イ 後期高齢者支援金分 (: 改正予定部分)

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		17,600円	16,800円
7割減額	減額する額	12,320円	11,760円
	減額後の均等割額	5,280円	5,040円
5割減額	減額する額	8,800円	8,400円
	減額後の均等割額	8,800円	8,400円
2割減額	減額する額	3,520円	3,360円
	減額後の均等割額	14,080円	13,440円

ウ 介護納付金分

(: 改正予定部分)

		令和 8 年度	令和 7 年度
基礎分（医療分）均等割額		17,800 円	16,600 円
7 割減額	減額する額	12,460 円	11,620 円
	減額後の均等割額	5,340 円	4,980 円
5 割減額	減額する額	8,900 円	8,300 円
	減額後の均等割額	8,900 円	8,300 円
2 割減額	減額する額	3,560 円	3,320 円
	減額後の均等割額	14,240 円	13,280 円

エ 子ども・子育て支援金分

(: 改正予定部分)

		令和 8 年度	令和 7 年度
基礎分（医療分）均等割額		1,873 円	—
7 割減額	減額する額	1,312 円	—
	減額後の均等割額	561 円	—
5 割減額	減額する額	937 円	—
	減額後の均等割額	936 円	—
2 割減額	減額する額	375 円	—
	減額後の均等割額	1,498 円	—

(4) 未就学児の被保険者均等割額の減額の改定（第19条の4）

均等割額の改定に伴い、5割減額する額を改める。

ア 基礎分（医療分）（ ：改正予定部分）

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		47,600円	47,300円
7割減額 世帯	7割減額後の均等割額	14,280円	14,190円
	減額する額	7,140円	7,095円
	減額後の均等割額	7,140円	7,095円
5割減額 世帯	5割減額後の均等割額	23,800円	23,650円
	減額する額	11,900円	11,825円
	減額後の均等割額	11,900円	11,825円
2割減額 世帯	2割減額後の均等割額	38,080円	37,840円
	減額する額	19,040円	18,920円
	減額後の均等割額	19,040円	18,920円
上記以外 の世帯	均等割額	47,600円	47,300円
	減額する額	23,800円	23,650円
	減額後の均等割額	23,800円	23,650円

イ 後期高齢者支援金分（ ：改正予定部分）

		令和8年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		17,600円	16,800円
7割減額 世帯	7割減額後の均等割額	5,280円	5,040円
	減額する額	2,640円	2,520円
	減額後の均等割額	2,640円	2,520円
5割減額 世帯	5割減額後の均等割額	8,800円	8,400円
	減額する額	4,400円	4,200円
	減額後の均等割額	4,400円	4,200円
2割減額 世帯	2割減額後の均等割額	14,080円	13,440円
	減額する額	7,040円	6,720円
	減額後の均等割額	7,040円	6,720円
上記以外 の世帯	均等割額	17,600円	16,800円
	減額する額	8,800円	8,400円
	減額後の均等割額	8,800円	8,400円

- (5) その他の改正に伴う規定の整備
国民健康保険法の改正に伴う規定の整備を行う。
- (6) 施行予定期日
令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】 1人当たり保険料等の推移

年 度		8年度(案)		7年度		6年度		5年度		4年度	
23区統一 保険料率等	所得割料率	13.01%		12.65%		13.85%		—		—	
	前年度比	—		—		—		—		—	
	均等割額	84,873円		80,700円		82,100円		76,300円		71,900円	
	前年度比	4,173円	5.17%	△1,400円	△1.71%	5,800円	7.60%	4,400円	6.12%	71,900円	4.20%
1人当たり 保険料	23区総体	202,283円		192,238円		196,019円		182,171円		171,380円	
	前年度比	10,045円	5.22%	△3,781円	△1.93%	13,848円	7.60%	10,791円	6.30%	171,380円	3.32%
	葛飾区	179,459円		168,180円		173,353円		157,526円		151,470円	
	前年度比	11,279円	6.70%	△5,173円	△2.98%	15,827円	10.05%	6,056円	4.00%	151,470円	6.29%

3 葛飾区国民健康保険条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
<p>○葛飾区国民健康保険条例 昭和34年11月16日 条例第13号</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（平12条例38・全改、平14条例45・平20条例3・平21条例32・平30条例22・一部改正）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>	<p>○葛飾区国民健康保険条例 昭和34年11月16日 条例第13号</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（平12条例38・全改、平14条例45・平20条例3・平21条例32・平30条例22・一部改正）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>

オ 保健事業に要する費用の額
カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、**病床転換支援金等及び介護納付金**の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額
イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、**病床転換支援金等及び介護納付金**の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、**病床転換支援金等及び介護納付金**の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（平12条例38・追加、平14条例45・平15条例17・平18条例30・平18条例39・平20条例3・平22条例21・平27条例18・平30条例22・令4条例22・令5条例80・令6条例15・一部改正）

（基礎賦課額）

第14条の4 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（平12条例38・追加、令6条例15・一部改正）

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第3

オ 保健事業に要する費用の額
カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等**及び**病床転換支援金等、**介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金**の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額
イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等**及び**病床転換支援金等、**介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金**の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等**及び**病床転換支援金等、**介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金**の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（平12条例38・追加、平14条例45・平15条例17・平18条例30・平18条例39・平20条例3・平22条例21・平27条例18・平30条例22・令4条例22・令5条例80・令6条例15・一部改正）

（基礎賦課額）

第14条の4 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（平12条例38・追加、令6条例15・一部改正）

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第3

5条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に**第15条の4**の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(平23条例17・全改、平29条例17・令3条例17・令5条例80・令6条例15・一部改正)

第15条の2及び第15条の3 削除

(平14条例45)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 **100分の7.71**(基礎賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則

5条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に**第15条の4第1号**の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(平23条例17・全改、平29条例17・令3条例17・令5条例80・令6条例15・一部改正)

第15条の2及び第15条の3 削除

(平14条例45)

(基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 **100分の7.51**(基礎賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則

(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)
第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**4万7,300円**(基礎賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(平12条例38・全改、平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、**66万円**を超えることができない。

(昭61条例13・追加、昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平8条例28・平10条例19・一部改正、平12条例38・旧第15条の7繰下・一部改正、平14条例45・平20条例3・平22条例20・平23条例17・平27条例18・平28条例26・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令4条例22・令5条例80・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**次条**の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平20条例3・追加、平23条例17・令6条例15・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 **100分の2.69**(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**1万6,800円**(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(平20条例3・追加、平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令

(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)
第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**4万7,600円**(基礎賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(平12条例38・全改、平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、**67万円**を超えることができない。

(昭61条例13・追加、昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平8条例28・平10条例19・一部改正、平12条例38・旧第15条の7繰下・一部改正、平14条例45・平20条例3・平22条例20・平23条例17・平27条例18・平28条例26・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令4条例22・令5条例80・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**次条第1号**の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平20条例3・追加、平23条例17・令6条例15・一部改正)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 **100分の2.80**(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**1万7,600円**(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(平20条例3・追加、平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令

3 条例 17・令 4 条例 22・令 5 条例 29・令 6 条例 15・令 7 条例 35・一部改正)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第 16 条の 3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**次条**の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平 12 条例 38・追加、平 23 条例 17・一部改正)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 16 条の 4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 **100分の2.25** (介護納付金賦課総額の 100 分の 53 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき **1万6,600円** (介護納付金賦課総額の 100 分の 47 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(平 12 条例 38・追加、平 13 条例 5・平 14 条例 24・平 15 条例 17・平 16 条例 14・平 17 条例 18・平 18 条例 30・平 19 条例 11・平 20 条例 3・平 21 条例 18・平 21 条例 32・平 22 条例 20・平 23 条例 17・平 24 条例 11・平 25 条例 20・平 26 条例 10・平 27 条例 18・平 28 条例 26・平 29 条例 17・平 30 条例 22・平 31 条例 16・令 2 条例 12・令 3 条例 17・令 4 条例 22・令 5 条例 29・令 6 条例 15・令 7 条例 35・一部改正)

3 条例 17・令 4 条例 22・令 5 条例 29・令 6 条例 15・令 7 条例 35・一部改正)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第 16 条の 3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に**次条第 1 号**の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平 12 条例 38・追加、平 23 条例 17・一部改正)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 16 条の 4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 **100分の2.43** (介護納付金賦課総額の 100 分の 53 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、省令第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき **1万7,800円** (介護納付金賦課総額の 100 分の 47 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(平 12 条例 38・追加、平 13 条例 5・平 14 条例 24・平 15 条例 17・平 16 条例 14・平 17 条例 18・平 18 条例 30・平 19 条例 11・平 20 条例 3・平 21 条例 18・平 21 条例 32・平 22 条例 20・平 23 条例 17・平 24 条例 11・平 25 条例 20・平 26 条例 10・平 27 条例 18・平 28 条例 26・平 29 条例 17・平 30 条例 22・平 31 条例 16・令 2 条例 12・令 3 条例 17・令 4 条例 22・令 5 条例 29・令 6 条例 15・令 7 条例 35・一部改正)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 16 条の 6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額 (第 19 条の 2、第 19 条の 4、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。) の総額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。) は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

イ 第 19 条の 6 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限

る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27(子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の53に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円(第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する

特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（昭38条例37・昭54条例41・昭56条例75・昭59条例59・昭61条例13・平12条例38・平14条例45・平17条例18・平20条例3・平20条例39・平22条例20・平23条例17・令4条例22・令5条例80・令6条例15・一部改正）

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定

特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（昭38条例37・昭54条例41・昭56条例75・昭59条例59・昭61条例13・平12条例38・平14条例45・平17条例18・平20条例3・平20条例39・平22条例20・平23条例17・令4条例22・令5条例80・令6条例15・一部改正）

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定

する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき **3万3,110円**
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき **1万1,760円**
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき **1万1,620円**

する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき **3万3,320円**
イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき **1万2,320円**
ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき **1万2,460円**
エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1,260円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**30万5,000円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**2万3,650円**
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,400円**
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,300円**

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**56万円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**9,460円**
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,360円**
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,320円**

(昭38条例37・追加、昭40条例14・昭40条例32・昭41条例29・昭42条例33・昭43条例21・昭44条例23・昭51条例23・昭53条例8・昭54条例41・昭55条例49・昭56条例75・昭58条例19・昭58条例32・昭59条例59・昭61条例13・昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平7

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき52円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**31万円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**2万3,800円**
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,800円**
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,900円**

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき37円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**57万円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**9,520円**
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,520円**
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,560円**

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき15円

(昭38条例37・追加、昭40条例14・昭40条例32・昭41条例29・昭42条例33・昭43条例21・昭44条例23・昭51条例23・昭53条例8・昭54条例41・昭55条例49・昭56条例75・昭58条例19・昭58条例32・昭59条例59・昭61条例13・昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平7

条例33・平8条例28・平9条例13・平10条例19・平12条例38・平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令5条例80・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法)とする。

(平22条例20・追加、平23条例17・一部改正)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 **7,095円**

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 **1万1,825円**

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 **1万8,920円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **2万3,650円**

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 **2,520円**

条例33・平8条例28・平9条例13・平10条例19・平12条例38・平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令5条例80・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、**第15条の11、第16条の3、第16条の8及び第19条の5並びに**前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法)とする。

(平22条例20・追加、平23条例17・一部改正)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合)にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 **7,140円**

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 **1万1,900円**

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 **1万9,040円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **2万3,800円**

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 **2,640円**

- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 **4,200円**
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 **6,720円**
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **8,400円**

(令4条例22・追加、令5条例29・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令**第29条の7第5項第8号**に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額**及び被保険者均等割額**(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額**及び被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16**及び第16条の5**に定める額を超える場合には、当該額)とする。

- (1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令**第32条の10の2各号**で定める場合にあっては、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者

- イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 **4,400円**
- ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 **7,040円**
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **8,800円**

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 **270円**
- イ 第19条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 **450円**
- ウ 第19条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 **720円**
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **900円**

(令4条例22・追加、令5条例29・令6条例15・令7条例35・一部改正)

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令**第29条の7第6項第8号**に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額**並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額**(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**)は、当該所得割額**並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、**第16条の5及び第16条の10**に定める額を超える場合には、当該額)とする。

- (1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令**第32条の10の3各号**で定める場合にあっては、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者

均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（令5条例80・追加、令6条例15・一部改正）

均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

（令5条例80・追加、令6条例15・一部改正）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和8年度 保健福祉委員会行政視察

1 視察日程

令和8年5月18日（月）～20日（水） 2泊3日

2 視察先及び概要

日程・視察地	視察項目
5/18（月） （1日目） 宮城県 仙台市	○ヤングケアラー支援について 令和3年度にヤングケアラーの存在の傾向把握とともに、ケアの状況や困りごと、支援ニーズ等を把握するためアンケート調査を実施。 現在は、ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業や、ヘルパー派遣事業を実施し、支援を行っている。
5/19（火） （2日目） 秋田県 秋田市	○高齢者生活支援体制整備事業について 生活支援体制整備事業は、平成27年の介護保険法改正で創設された。「介護が必要な状態になっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる」地域をつくるために、住民同士が主体となって地域の困りごと解決に向けて話し合う事業。秋田市は全国的に見ても高齢化率が高いことから、この生活支援体制整備事業に市として独自に高齢者というキーワードをつけ、高齢者にやさしいまちづくりの一環として事業をすすめている。
5/20（水） （3日目） 秋田県 秋田市	○子育て交流ひろばについて 就学前の子どもを対象とした遊びや親同士が交流できる場を提供するスペース。 また、子育てナビゲーター、ファミリー・サポート・センター、子育てと女性の悩み、家庭教育相談、青少年の相談にも応じている。